

幼小中・地域合同大運動会開催



幼小中・地域合同運動会実行委員会（事務局・歌志内中学校）では、子どもを中心に、地域が一体となり、元気が出る歌志内の原動力になることを願い、幼小中・地域合同大運動会を開催します。

子どもから大人まで市民が集まり、楽しい時間を過ごしましょう。

▼とき 9月22日（土）

※雨天の場合は、23日（日）に延期します。

▼ところ 歌志内中学校グラウンド

▼内容

▽種目 玉入れ、綱引き、大玉ころがし、地区別対抗リレーなど

▽開会式 9時30分～

▽競技開始 10時～

▽閉会式 14時30分～

▼その他 送迎バスを運行します。ぜひご利用ください。

さい。（くわしくは9月号に折り込み予定）

※駐車場に限りがありますので、送迎バスをご利用願います。

▼問い合わせ 歌志内中学校
（☎4233057）または
学校教育グループ（教育委

幼小中一貫教育推進委員会を開催

このほど、市内小中学校と幼稚園、市教育委員会が集まり、幼小中一貫教育推進委員会を開催し、幼小中の交流や出前講座の企画など、今年度の連携や方向性が話し合われたほか、幼小中・地域合同運動会実行委員会が行う大運動会についても、意見交換が行われました。

同委員会のなかで、委員長の中井清一校長（歌志内小学校）からは、「本市は幼小中の

結びつきが従来から強く、その土台を大切にしながら、歌志内で育つ子どもたちを関係者全員ですこやかに育ててほしい。」と述べられました。



▲幼小中一貫教育推進委員会の模様



員会 ☎4233057

秋のがん検診のご案内！



がんという病気は、ほとんど無症状で進行するので、早期発見には定期的な検診が欠かせません。なかでも胃がん、大腸がん、子宮がんなどは早期に発見し適切な治療を受ければ、ほぼ100パーセント治るようになってきました。

健康だと思っているときこそ、自分のため、家族のためにがん検診を受けましょう。

■検診の内容・料金等

検診種別	対象者	検査内容	検査料金		
			一般	非課税等 (※1)	生活保護 世帯(※2)
胃がん検診	市内に住所を有する40歳以上の男女	胃バリウム検査	1,600円	500円	無料
肺がん検診		胸部レントゲン検査	500円	200円	
		痰の検査(たばこを吸う方等への追加検査)	900円	200円	
大腸がん検診		便潜血検査	800円	200円	
子宮頸がん検診	市内に住所を有する20歳以上の女性	子宮の入り口の細胞検査	1,600円	500円	
婦人科超音波検査	子宮頸がん検診受診者で検査を希望する方	子宮や卵巣の超音波検査	1,000円		

※1 市民税非課税世帯に属する方で、検診料減額申告書を提出された方。非課税世帯に属する方でも、がん検診減額申告書の提出がない場合は一般料金になります。(減額申告書は、がん検診の申し込みをされた方に郵送します。)

※2 検診受け付けで生活保護手帳または受給票を提示していただくことがあります。

■検診日程と会場等

検診種別	検診月日	会場	受付時間
子宮頸がん検診	9月29日(土)	公民館	①9:00~9:15 ②9:30~9:45 ③10:00~10:15 ④10:30~10:45 ⑤12:30~12:45 ⑥13:00~13:15
胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	9月30日(日)	市民体育館	①6:00~6:15 ②7:00~7:15
		公民館	③9:00~9:15 ④10:00~10:15

※65歳以上の方は、肺がん検診の際に結核検診も合わせて実施します。

■検診別の無料受診対象者

下表の対象年齢となる方は、5月に郵送しているクーポン券を提出した場合、各がん検診料が無料になります。ぜひこの機会に検診を受けましょう。(※婦人科超音波検査は無料ではありません。)

検診種別	対象年齢(生年月日)
胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	40歳(昭和46年4月2日~昭和47年4月1日)
	45歳(昭和41年4月2日~昭和42年4月1日)
	50歳(昭和36年4月2日~昭和37年4月1日)
	55歳(昭和31年4月2日~昭和32年4月1日)
	60歳(昭和26年4月2日~昭和27年4月1日)
子宮頸がん検診	20歳(平成3年4月2日~平成4年4月1日)
	25歳(昭和61年4月2日~昭和62年4月1日)
	30歳(昭和56年4月2日~昭和57年4月1日)
	35歳(昭和51年4月2日~昭和52年4月1日)
	40歳(昭和46年4月2日~昭和47年4月1日)

**=申込期限=
申し込みはお早めに**

申し込みは9月12日(水)までに保健予防グループ(市役所2階 ☎42-3213)へ

65歳以上の皆さん

介護保険料が変わります

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように「どのサービス」が、「どれくらい必要になるのか」を見込んで決定しています。

この計画は3年ごとに見直しを行い、今年度からの保険料基準額が55,080円（月額4,590円）となり、各段階の年間介護保険料は次の表のとおりとなります。

■段階別の年間介護保険料

段階	対象者	算定基準	年間保険料
第1	・ 老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護の受給者	基準額 × 0.5	27,540円
第2	・ 世帯の全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	27,540円
第3	・ 世帯の全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.625	34,425円
第4	・ 世帯の全員が住民税非課税で、第2段階・第3段階以外の方	基準額 × 0.75	41,310円
第5	・ 本人が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.83	45,716円
第6	・ 本人が住民税非課税で、 第5段階以外の方	基準額	55,080円
第7	・ 本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.16	63,892円
第8	・ 本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額 × 1.25	68,850円
第9	・ 本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が500万円未満の方	基準額 × 1.5	82,620円
第10	・ 本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 × 1.75	96,390円

8月上旬に介護保険料決定のお知らせをお送りします

保険料は期限内に！

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを受けようとするときに制限を受けてしまいます。

制限を受けないように、必ず納期限内に保険料を納めてください。

保険料の上昇抑制策

高齢者人口や介護サービス利用者数が年々増加しているため、計算上は介護保険料基準額を59,136円（月額4,928円）にしなければ、収支のバランスを取ることができず、

きません。

皆さんの保険料負担を少しでも軽減するために、空知中部広域連合では「介護保険事業基金（家庭で言う貯金）」を取り崩すなどにより、保険料基準額を55,080円（月額4,590円）に抑えています。

所得の申告を

お忘れなく

所得の申告などがなく、所得金額が不明なときは、正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は所得の申告をお願いします。



問い合わせ
空知中部広域連合
事務局介護保険係（☎66～2152）

国民年金の退職（失業）による

特例免除があります

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。
この特例免除は、配偶者や世帯主が退職（失業）した場合にも対象となり、免除の申請が承認されると、次のようなメリットがあります。

▼メリット1

■保険料免除でも一部納付したのと同じ

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。

▼メリット2

■万が一の際にも確かな保障
病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

▼メリット3

■本人所得を除外して審査
▽通常の免除↓申請者本人の所得+配偶者の所得+世帯主の所得
▽特例免除↓配偶者の所得+世帯主の所得

申請を行う場合に 必要なもの

▼国民年金手帳または基礎年金番号通知書
▼退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保



▼印鑑
除者離職票など

免除の期間

通常、免除の申請が承認された場合の免除期間は、その年の7月から翌年6月末までの間で、前年の免除申請を行う期限は7月末が申請の期限となりますので、申請はその期間に行うようにしましょう。
※くわしくは、砂川年金事務所（☎5222144）または、戸籍年金グループ（市役所1階☎4223217）へ。

ごみを燃やすのはやめましょう!!

平成13年4月以降、ごみを屋外で焼却（野焼き）することは、廃棄物処理法で禁止されているうえ、厳しい罰則（5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金）が適用されています。
屋外での焼却は、煙やすず、悪臭などにより周囲の人に迷惑をかける行為です。



お互いが快適な環境で過ごすためにも、ごみは屋外で焼却せずに、正しく分別し処理しましょう。

使い捨てライターや

花火の処理方法

▼使い捨てライター
中身を使い切るかガス抜きを行い、発火の危険性がない状態にして、「危険ごみ（金属製は不燃ごみ）」として処理してください。

▼花火
未使用のもの・使用済みのものを問わず、必ず一度水に浸してから「燃やせるごみ」として処理してください。
※花火を一度に大量に処理する場合は、必ず市役所にご相談ください。



問い合わせ 廃棄物対策グループ

（市役所1階☎4223217）